

さいたま市立木崎小学校 保護者と教職員の会会則

第一章 名称および事務所

第1条 この会は、さいたま市立木崎小学校保護者と教職員の会（略称木崎小PTA）と称し、事務所を同校内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 会員の教養を高め、親睦をはかり、研鑽に努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の教育環境の向上をはかる。
3. 国および地方公共団体が、適正な教育予算の充実を期するよう、世論の喚起に努める。
4. 会員の表彰と、児童・会員の慶弔を行う。
5. その他この会の目的を達成するために必要な事を行う。

第三章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の基本方針のもとに活動する。

1. この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をも受けない。
2. この会、およびこの会の役員は、その名において、営利的・宗教的・政党的その他この会の本来の事業以外の活動を目的とする団体、およびその事業に対して、いかなる関係ももってはならない。
3. この会は、児童の教育ならびに福祉のため活動する他の社会団体および機関と協力する。

4. この会は、第2条の目的を達成するために活動するが、学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第四章 会員

第5条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

1. 本校児童の保護者またはこれにかかわるもの。
2. 本校の教職員。

第6条 1. この会の会員は、会費を納めるものとする。

2. 会費は、総会において決定する。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第五章 経理

第8条 1. この会の経費は、会費と寄付金その他の収入をもってあてる。

2. この会の会費は、一家庭年額 2400 円とする。なお、転出入の場合も月割り、返金はしない。
3. 本部役員は任期中会費を免除とする。

第9条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 本部役員

第12条 この会に次の本部役員を置く。

1. 会 長……1名
2. 副会長……5名程度（教頭を含む）

3. 書 記……2名程度 4. 会 計……2名程度

第13条 本部役員は、立候補および推薦により選出し、総会において報告する。

第14条1. 会長の任期は1年とする。ただし、副会長以下は任期を2年とし、やむを得ない場合は1

年とする。また、再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、会長に欠員の生じたときに限り、副会長が代行する。

3. 本部役員の兼任は認めない。

4. この会には相談役として、役員経験を有する既卒の保護者の中から、本部の運営を補助する目的の人員を配置することができる。人選においては学校と協議の上決定する。

5. 会長より委託があった場合、会長補佐1名をおく。

6. 会長補佐は本部役員経験者とする。

第15条 会長は、次の職務を行う。

1. この会を代表し、会務を総理する。

2. 総会および運営委員会を招集する。

3. 職責上、会計監事会以外の委員会に出席することができる。

第16条 副会長は、次の職務を行う。

1. 会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。

2. ボランティアの調整を行う。

第17条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会・運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

2. 会合についての通知、その他の書類を保管する。

3. 会長の指示にしたがってこの会の庶務を行う。

第18条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。

2. 定期総会において、会計監査を経た決算報告をする。

3. 予算の立案について協力する。

第19条 本部役員は、本会の予算の立案・各種活動の計画・諸会議の準備・その他各委員会に属さない事項を行う。

第七章 会計監事

第20条 この会の会計を監査するために、会計監事3名を置く。

第21条 会計監事は立候補および推薦により選出し、総会において報告する。

第22条 会計監事は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

第23条 会計監事の任期は、1年とする。

第24条 会計監事は、本部役員または他の委員を兼任することはできない。

第25条 会計監事は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第八章 選挙管理委員および選考委員

第26条1. 本部役員および会計監事の選挙に関する事務を処理するために選挙管理委員を置く。

2. 立候補者が定員に満たない場合、欠員役員の推薦に関する事務を処理するために選考委員を置く。

3. 選挙管理委員および選考委員について必要な事項は細則で決める。

第九章 会議

第27条 この会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 地区委員会
4. 特別委員会

[総会]

第28条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である

第29条1. 総会の定足数は、全会員の二分の一（委任状を含む）とする。

2. 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第30条 総会は定期総会、臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年1回年度初めに開催する。

2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または、全会員の二十分の一以上の要求があった場合に開催する。

第31条 定期総会は次の事項を行う。

1. 事業報告および決算報告ならびに承認

2. 新年度事業計画および予算の審議ならびに承認

3. 本部役員ならびに運営委員の就任報告

4. 会則の改廃

5. その他必要な事項の審議決定

[運営委員会]

第32条1. 運営委員会は、この会の運営にあたる。

2. 運営委員会は、本部役員、地区委員会の正副委員長、特別委員会のある場合には、その正副委員長、および教職員の代表若干名をもって構成され、総会につぐ決議機関である。

3. 運営委員会は、每学期1回以上開催する。

第33条 運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第34条 運営委員会は、次のことを行う。

1. 本部、各委員会によって立案された事業計画を調整し、承認する。

2. 総会に提出する議案を審議する。
3. 規定に定めるもののほか、本部役員、会計監事、選挙管理委員会、各委員会の権限以外の事務を処理する。
4. 本部役員に欠員を生じた場合にそれを補充する。
5. 必要ある場合に特別委員会を設ける。

[地区委員会]

第35条 地区委員会は、次のとおりとする。

1. 地区委員会は、地区ごとに設けられる。
2. 地区委員会は、単位地区より選出された保護者1名によって構成される。
3. 地区委員会は、委員長1名、副委員長2名を互選する。
4. 地区委員会は、必要に応じて地区ごとに世話係を委嘱することができる。

第36条 地区委員会は、児童にかかわる地区の運営にあたる。

[特別委員会]

第37条 特別委員会は、特定の目的を遂行するために必要に応じてそのつど設けられる。

[ボランティア]

第38条1. 本部副会長が募集をかけ、調整する。

2. 集まった人数によっては、その企画の開催に際し、中止または廃止もやむを得ない。
3. 別途ボランティアマニュアルを定める。

[特例措置について]

第39条 緊急事態宣言等、確たる理由のもと、通常のこの会の活動が行えない場合には、学校と協

議の上、会長の決裁により特例措置を講ずるものとする。

1. この会は学校と協議の上、PTA 活動の変更及び活動の有無を決定する権限を有する。

尚、決定事項の有効期限は該当年度のみとする。

2. 集会形式の総会の開催が不可能である場合には、書面をもって報告、決議、承認を行うことができるものとする。

3. その他、ここにはない事態が生じ対策を講じる場合、この会は学校と協議の上、会長の決裁において別途特例措置を検討し施行する権限を有する。

[その他]

第 4 0 条 校長、教頭は、学校の管理教育上、各委員会に出席して、意見を述べることができる。

第十章 付則

[帳簿閲覧]

第 4 1 条 この会には次の帳簿を備え、会員はいつでも閲覧できる。

1. 本部役員、委員名簿
2. 議事録（総会議事録、運営委員会議事録、各種委員会記録簿）
3. 金銭出納帳
4. 各種証拠書類綴り
5. 文書收受発送簿
6. 行事日程、活動経過概要
7. 各集会出席簿

[細則]

第 4 2 条 1. この会則以外に細則を設けることができる。

2. この会の運営に関し、必要な細則は運営委員会の議決を経て定める。

第43条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告し、承認を得なければならない。

[会則の改正]

第44条 この会の会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。改正案の内容は、総会前に全会員に知らせておかなければならない。

[事務員の設置]

第45条 この会の事務を円滑に処理するために事務員を置くことができる。

[会則の施行]

第46条 この会則は、従来のもををもとに改正し、平成17年5月19日より施行する。

<一部廃止>平成10年5月14日（教育振興費）

<一部廃止>平成11年4月4日（総務委員会）

<一部改正>平成14年5月23日（運営委員会、地区委員会）

<一部改正>平成16年5月20日（役員人数）

<一部改正>平成17年5月19日（専門委員会）

<一部改正>平成22年5月20日（経理第8条2）

<一部改正>平成29年5月25日（教育振興費）

<一部改正>平成30年5月24日（成人教育廃止）

<一部改正>令和元年5月23日（役員任期）

<一部改正>令和3年5月20日（役員人数、相談役、運営委員会、特例措置）

<一部廃止>令和4年5月19日（教育振興費）

<一部改正> 令和5年5月18日（役員人数、会長補佐、学年委員会、専門委員会）

<一部改正> 令和6年5月23日（総会、学年委員会、帳簿閲覧）

<一部廃止> 令和7年5月22日（委員総会、専門委員会、学年委員会）

さいたま市立木崎小学校

保護者と教職員の会細則

[選考に関する細則]

1. この細則は木崎小 P T A 会則第 26 条の決まりを受けて決める。

2. 選挙管理委員

(イ) 選挙管理委員は、委員の人数や構成は、その年の委員会運営計画により決まる。

(ロ) 選挙管理委員は、委員長 1 名、副委員長 1 名を互選し、選挙事務終了後に解散する。

(ハ) 選挙管理委員は、役員に立候補できない。

選挙管理委員がやむをえず候補者に推薦される場合は、その職を離れなければならない。

(ニ) 委員の補充は、その選出母体にはかり、選挙管理委員会で決める。

3. 選挙管理委員会の仕事

(イ) 選挙管理委員会は、委員長が招集し、次の仕事を行う。

- ・ 選挙の公示
- ・ 立候補者の受付
- ・ 立候補者の資格審査
- ・ 推薦者の受付
- ・ 被推薦者の資格審査
- ・ 被推薦者に役員承諾の交渉
- ・ 選考の管理
- ・ 当選の確認
- ・ その他立候補の手続き、選挙管理に必要なこと

4. 候補者

(イ) 立候補するときは、選挙管理委員会に、定められた手続きを経て届け出る。

(ロ) 立候補を辞退する場合は、選挙当日日前までに、選挙管理委員会に届け出る。

5. 立候補者が定員を上回った場合、選挙管理委員会の選考の上、本部役員選出を行う。

6. 候補者が定員または定員内の場合は、無投票当選とし、かつ選挙管理委員会の承認を得なければならない。

7. 立候補者が定員に満たない場合は、選挙管理委員会は、選考委員会へ移行し、役員選出の事務処理を行う。
8. 選挙管理委員会は役員決定を総会へ報告後、解散する。

[慶弔に関する細則]

1. この細則は、次の事項が起きたときに、適用する。

(イ) 会員および在学児童が死亡のとき

会員 香典 10,000 円 児童 香典 10,000 円

(ロ) 教職員の転退職のとき

記念品 (5,000 円以内)

(ハ) 教職員の結婚

祝い金 5,000 円

(ニ) 教職員および児童が長期にわたる (10 日以上入院) 病気または負傷のとき

見舞金 3,000 円

(ホ) その他必要があると認められるものについては、役員会で協議して決め、次の運営委員会に報告する。

※ 付記、この慶弔に対しては、返礼は受けないものとする。

この細則は昭和 47 年 3 月 16 日より有効。

<一部改正> 平成 6 年 5 月 7 日

<一部改正> 平成 7 年 5 月 25 日

<一部改正> 平成 8 年 5 月 31 日

<一部改正> 平成 11 年 3 月 16 日

<一部改正> 平成 14 年 5 月 23 日

（選挙に関する細則、選考に関する細則、PTA 機構〈組織〉）

<一部改正> 令和 5 年 5 月 18 日

（選挙に関する細則、選考に関する細則、PTA 機構〈組織〉、その他活動）

<一部改正> 令和 6 年 5 月 23 日

（選挙に関する細則、選考に関する細則、PTA 機構〈組織〉）

<一部改正> 令和 7 年 5 月 22 日

（選考に関する細則、PTA 機構〈組織〉）